

静岡県告示第319号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 保安林予定森林の所在場所

伊豆市修善寺字田沢山4176の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田沢山4176の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、東部農林事務所及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）